

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

相談専用 ☎52-8088

受付 平日 9時30分～16時

2013. 5/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
0749(5)26627
0749(5)5195

発行日 平成25年5月10日(木)
Eメール koho@city.maibara.lg.jp
公式サイト http://www.city.maibara.lg.jp

若者を狙う悪質商法にご注意!

インターネットや携帯電話（スマートフォン）を利用して若者がトラブルに巻き込まれる相談が後をたちません。特に多い商法を紹介します。

事例①『架空請求』

パソコンや携帯電話のアダルトサイトなどに、債権回収業者を名乗る者から突然「契約完了」や「料金請求」などと高額な料金を請求してくるもので、連絡がなければ「法的処置をとる」や「自宅まで回収に行く」などの脅し文句を並べます。



対処法!

請求してきた相手に絶対連絡を取らないで一切無視しましょう!

事例②『キャッチセールス』

駅や繁華街で「ちょっとだけお時間いただけませんか。簡単なアンケートに答えてもらうだけです」と呼び止めて営業所などへ連れて行き、帰れない状況の中で高額な商品を契約させるもので、他に「無料体験」「無料サービス」などもあります。



対処法!

誘われても、いらぬものはきっぱり断りましょう!

事例③『ポイントセールス』

「おめでとうございます!」「特別モニターに当選しました!」などと言い、電話や郵便で事務所などに呼び出し契約させるもので、最近ではSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイトなどで知り合った人から誘われることもあります。



対処法!

怪しい誘いの電話には、はっきり断ってすぐに切りましょう!呼び出されても行かないようにしましょう!

事例④『マルチ商法』

大学の先輩やSNSなどで知り合った友人などに「いい仕事がある」「すぐにもうかる」などと誘われて販売組織に入会させられ、さらに別の人を誘い入会させたらマージンがもらえるという連鎖で組織を拡大していくもので、ネットワークビジネスなどと説明する場合もあります。



対処法!

簡単に絶対もうかるなどの甘い話はありません!うのみにしないようにしましょう!

アドバイス

- 「今、決めて!」と強引に契約を迫る誘いには、何かうらがあると注意しましょう。
- 個人情報(住所、氏名、電話番号、口座番号など)を安易に提供しないようにしましょう。
- 契約してしまっても、解約できるものもあるのでクーリングオフ制度(契約した日から一定期間、無条件で一方向的に解約できる)を活用しましょう。
- 一人で悩まないで、おかしいと思ったら家族や友人など信頼できる人に相談しましょう。



次々と、さまざまな巧妙な手口によって消費者につけ込むことで、トラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

5月は消費者月間 今年のテーマ
「学ぶことから始めよう～自立した消費者に向けて～」